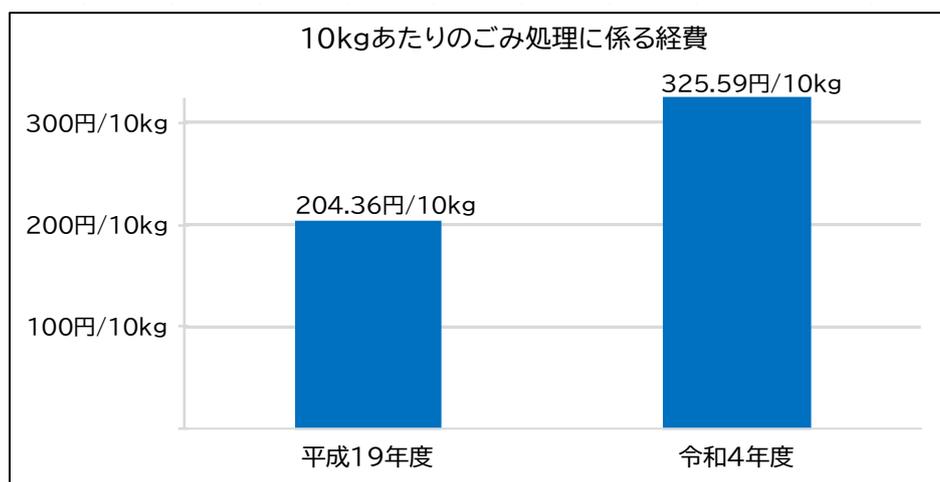


ごみ搬入手数料の改定のお知らせ

中部清掃組合の各清掃センターに自らがごみを直接搬入した場合には、手数料を徴収しています。手数料は、10キログラムあたり200円(事業系一般廃棄物以外は300キログラムまで、10キログラムあたり150円)で、2007(平成19)年に改定されてから、17年が経過しています。

近年は、清掃センターを維持管理するための整備費用や排ガス処理薬品等の原材料価格の高騰により、ごみ処理に係る経費が上昇しており、手数料と隔たりが生じています。



受益者負担の原則に基づき、適切な負担となるよう手数料の見直しが行われます。

令和6年8月の中部清掃組合議会において「中部清掃組合立清掃センターの管理運営に関する条例」が一部改正され、2025(令和7)年4月1日から下記のとおり手数料を改定することとなりました。

清掃センターを利用される皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

現行

品目	手数料
可燃性および不燃性ごみ	10kgあたり 200円
	ただし、事業活動に伴って生じた廃棄物以外のもの300kgまでについては、10kgあたり150円とする。



令和7年4月1日～

品目	手数料
可燃性および不燃性ごみ	10kgあたり 300円
	ただし、事業活動に伴って生じた廃棄物以外のもの300kgまでについては、10kgあたり200円とする。

【お問い合わせ先】

蒲生郡日野町大字北脇1番地1

中部清掃組合事務局 Tel:0748-53-0155